

市民提案型まちづくり支援事業にかかる助成要件等の見直しについて

1 現 状

(1) 趣旨（守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金交付要綱第1条）

市長は、市民が主役のまちづくりを推進し、活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、市民公益活動団体が自主的および自発的に取り組むまちづくり活動の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、守山市補助金等交付規則に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(2) 過去5年の事業採択状況

(件数)

	R3	R2	R 元	H30	H29
きっかけづくり事業	9	6	10	11	9
ステップアップ事業	1	0	4	2	1
自立事業化前提型事業	0	2	0	0	1

(3) 課題

ア 新規立ち上げ団体は、メンバー集めに苦労されることも多く、構成員5人以上としている現行要件が壁となっている。(他市でも「3人以上」を要件とするところが多い。)

イ 「きっかけづくり事業」では、資料作成や当日の発表など、プレゼンテーション審査が高いハードルと考える団体も多く、相談に来られても、申請されないケースもある。

ウ 公益性が求められる活動のため、中には参加者等から参加費等の受益者負担を求めることが難しいと考える団体も多く、「きっかけづくり事業」(助成率10/10)から「ステップアップ事業」(助成率1/2)へ進むことが出来る団体であっても、自己負担分の工面(助成率が1/2)が課題となり、「きっかけづくり事業」の助成期間以降、助成を受けられない事例が多い。

エ 「自立事業化前提型事業」について、3年の事業継続を助成要件として求めているが、初年度で、自己収入源を確保できる体制を構築することは非常に困難である。また、3年間の事業終了後においても継続した助成金を求められている。

2 改正案の概要

(1) 団体構成員要件の緩和

他市町における同様の助成金においても、構成員の定めがないことや、構成要件を2～3人以上としているものが多く、新規立ち上げ団体にも積極的に活用いただけるよう、構成員の要件を5人以上から3人以上へ緩和する。

項目	現行	改正案
構成員	5人以上	3人以上

(2) 助成対象事業等の変更

ア 「チャレンジ応援事業」の新設

① 概 要

きっかけづくり事業の限度額（15万円）までは必要ないものの、団体を新たに立ち上げる、または、活動を継続する場合において活用しやすいよう、手続きおよび審査方法を簡素化した、チャレンジ応援事業を新設する。（同一内容で過去に利用がなければ、自立事業化前提型事業の採択団体でも利用可）

- ② 助成金額 上限3万円（助成率 10/10）
- ③ 交付条件 同一事業への交付は3回限り（同一団体への交付回数制限なし）
- ④ 審査方法 書類審査のみ
- ⑤ 交付方法 実績払い（事業終了後、実績報告書による審査員審査後に確定）

イ 「きっかけづくり事業」の名称変更と「ステップアップ事業」の廃止

- ・チャレンジ応援事業の新設に伴い、これまで活用が低調だった自己負担割合を要する「ステップアップ事業」を廃止し、これまでの「きっかけづくり事業」を「地域貢献事業」と名称変更を行い、チャレンジ応援事業との区分を明確化する。

(3) 申請団体に対する中間支援の実施

- ・団体代表者の希望によって、申請書類提出前にコーディネーターによる「書類作成事前アドバイス」や「プレゼン資料作成アドバイス」（いずれも事前予約要）の機会を設け、申請書類提出以前に、事業主体の活動をより具体化、明確化してもらうための支援を実施する。